

2 互 助 会

- (1) 昭和53年4月1日より共済組合家族療養費附加金の基礎控除額の改正に伴い、被扶養者医療補助金についてもこれの基礎控除額(最高限度額1,000円)を給付することとした。
- (2) 短期給付額

種 別	件 数	金 額	会員1人 当たり 給付額
医療補助金(会員)	54,073	35,449,320	
医療補助金(被扶養者)	184,289	142,614,180	
死亡弔慰金(会員)	35	17,850,000	
死亡弔慰金(家族)	618	13,400,000	
災害見舞金	8	2,472,572	
出産見舞金(会員)	342	6,840,000	
出産見舞金(配偶者)	440	8,800,000	
育児手当金(会員)	335	3,350,000	
育児手当金(配偶者)	434	4,340,000	

種 別	件 数	金 額	会員1人 当たり 給付額
傷病見舞金	90	16,795,780	
入院在宅療養補助金(会員)	674	22,151,600	
入院在宅療養補助金(被扶養者)	625	23,533,300	
輸血見舞金(会員)	14	406,000	
輸血見舞金(被扶養者)	12	116,000	
合 計	241,989	298,118,752	14,815

第3節 長期給付

教職員に対する退職時の給付(長期給付)は、昭和53年度において、次のとおり執行された。

1 恩 給

- (1) 恩給の支給及び受給者の管理

支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。

学 校 種 別	普 通 恩 給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	1,209	1,388,248	780	536,706	30	23,027	7	2,979	2,026	1,950,960
中 学 校	341	511,829	186	156,554	17	13,673	7	2,130	551	684,186
盲・ろう学校	2	2,273	5	4,250	1	391	—	—	8	6,914
高 等 学 校	—	—	—	—	9	10,610	3	1,835	12	12,445
教育庁・その他	40	32,211	40	21,889	3	1,622	2	673	85	56,395
計	1,592	1,934,561	1,011	719,399	60	49,323	19	7,617	2,682	2,710,900

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概要は、次のとおりである。

恩 給 種 別	裁 定	失 権
養 通 恩 給	0人	102人
扶 助 料	50	61
退 隠 料	0	0
遺 族 扶 助 料	0	0
計	50	163

- (2) 恩給年額の改定

恩給法等の一部を改正する法律(昭和53年法律第37号)が公布され、昭和53年4月及び6月から施行された。その主な内容は、次のとおりである。

- ① 恩給年額の増額

国家公務員給与の水準及び改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の年額を、昭和53年4月から、7%+1,300円引き上げる措置がと

られた。

- ② その他の主な改正

ア 普通恩給の最低保障額が、共済年金の最低保障額の改善に準じて、昭和53年4月から引き上げられた。

イ 普通扶助料の最低保障額が、昭和53年4月分以降増額改善され、また、60才以上の寡婦等の最低保障額については、同年6月から、更に引き上げ措置が講じられた。

ウ 80才以上の者の普通恩給又は扶助料の算出率が、昭和54年6月から改善され、更に、この措置を70才以上の者等についても及ぼす措置が講じられた。

2 退 職 手 当

昭和53年度における退職手当の裁定、支給額の概数は、次のとおりである。